

コンクリート工法に関する指導要綱

昭和57年 3月20日

改正 昭和62年 8月 1日

改正 平成元年 9月 1日

改正 平成 6年 9月 1日

改正 平成11年10月 1日

改正 平成12年 5月 1日

改正 平成15年 5月 7日

改正 平成19年 4月 1日

改正 平成26年10月 1日

改正 平成29年 4月 1日

改正 平成31年 4月 1日

改正 令和 2年12月23日

改正 令和 3年 8月 2日

兵 庫 県

第 1 目 的

この要綱は、コンクリート工事を行う場合において、その施工に関し必要な事項を定めることにより、建築物の構造耐力上の安全性の確保に資することを目的とする。

第 2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 建 築 物

建築基準法第 2 条第 1 号に定めるものをいう。

(2) 工 事 監 理 者

建築基準法第 2 条第 11 号に定める者をいう。

(3) 工 事 施 工 者

建築基準法第 2 条第 18 号に定める者をいう。

(4) 工 事 監 理 実 務 者

コンクリート工事の工事現場における工事監理に係る実務を行う者をいう。

(5) 工 事 施 工 管 理 実 務 者

コンクリート工事の工事現場における工事施工管理に係る実務を行う者をいう。

第3 適用範囲

この要綱は、コンクリート工事を行う場合で、次の各号のいずれかに該当する工事について適用する。

- (1) 鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物で階数が3以上又は延べ面積が500㎡を超えるもの
- (2) その他特に知事が必要と認めて指定するもの

第4 計画書の提出

工事監理者及び工事施工者は、建築確認申請時又はコンクリート工事着手前に様式第1号によるコンクリート工事施工計画書（以下「計画書」という。）を建築主事又は指定確認検査機関に提出するものとする。

第5 工事監理及び工事施工管理

- (1) 工事監理者又は工事施工者は、工事監理又は工事施工を行うに当たって必要があると認めるときは、工事監理者又は工事施工者の監督の下に、工事監理実務者又は工事施工管理実務者を置くものとする。
- (2) 前記(1)に基づき、工事監理実務者又は工事施工管理実務者を定めたときは、必要事項を計画書に記載するものとする。
- (3) 工事監理者又は工事監理実務者は、後記第10の知事が定める研修を受けた者でなければならない。工事施工者又は工事施工管理実務者も同様とする。ただし、特に知事が必要でないとする者は、この限りでない。

第6 試験及び業務

コンクリート工事の実施に当たっては、コンクリートの品質を管理するため、別表の試験及び業務を行うものとする。

第7 報告書の提出

工事監理者は、中間検査時及び完了検査時に、前記第6に定める試験の結果について、様式第2号によるコンクリート工事監理報告書（以下「監理報告書」という。）を建築主事又は指定確認検査機関に提出するものとする。ただし、中間検査が不要なコンクリート工事については、完了検査時に提出すれば足りるものとする。

第8 コンクリート試験及び骨材試験の実施機関

コンクリート試験及び骨材試験の実施機関は、公益財団法人日本適合性認定協会（J A B）が運営する試験所及び校正機関の認定・登録に係るプログラム又は独立行政法人製品評価技術基盤機構認定センター（I A J a p a n）が運営する認定プログラム〔工業標準化法試験事業者登録制度（J N L A）〕により、I S O / I E C 1 7 0 2 5（J I S Q 1 7 0 2 5）「試験所及び校正機関の能力に関する一般要求事項」に沿った試験事業を実施している試験所であることの認定又は登録を

受けていること。

第9 試験結果の活用

建築主事又は指定確認検査機関は建築基準法に基づく建築物の検査に当たり、計画書及び監理報告書を活用するものとする。

第10 研修の実施機関

第5(3)の知事が定める研修の実施機関は、次に掲げるものとする。

- (1) 一般財団法人 日本建築総合試験所
- (2) その他知事が定める機関

・附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和57年6月1日から施行する。

ただし第5(3)の規定については、昭和57年10月1日から施行する。

(経過措置)

第6の別表試験のうち、骨材試験(1・2)については当分の間、適用しない。

・附 則

(施行期日)

この要綱は、昭和62年10月1日から施行する。

(経過措置)

第6の別表試験のうち、骨材試験(1・2・3)については当分の間、適用しない。

・附 則

(施行期日)

この要綱は、平成元年10月1日から施行する。

(経過措置)

第6の別表試験のうち、骨材試験(1・2・3)については当分の間、適用しない。

・附 則

(施行期日)

この要綱は、平成6年10月1日から施行する。

・附 則

(施行期日)

この要綱は、平成11年10月1日から施行する。

・附 則

(施行期日)

この要綱は、平成12年5月1日から施行する。

・附 則

(施行期日)

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

・附 則

(施行期日)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱の施行の際現に旧要綱第8に定める機関については、この要綱の施行の日から起算して1年を経過する日までの間は、なお従前の例による。

・附 則

(施行期日)

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

「コンクリート工法に関する指導要綱第8に基づく試験所指定基準」（平成19年4月1日制定）は廃止する。

・附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

・附 則

(施行期日)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

・附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

・附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(別表)

		試 験							業 務	
試験名	材料	試験項目	試験方法	試験材齢	試験回数	試料採取	その他	試験の実施者	工事監理者 又は工事監 理実務者	工事施工者 又は工事施 工管理実務 者
骨材試験	普通骨材	1 絶乾密度・吸水率・粒度 ※1	JIS A 1109 JIS A 1110 JIS A 1102	—	コンクリート工事開始前 1回 工事中 1回/月	レディーミクストコンクリート工場の骨材置場	試料の採取は骨材試験所若しくは工事施工者又は工事施工管理実務者による	骨材試験所 試験結果の工事施工者又は工事施工管理実務者への報告	1) 試料採取の立会い（骨材試験所が試料を採取する場合を除く。） 2) 資料を試験所に搬入する場合、試料の確認	1) 試料の採取、試験体の作成及び試験所への搬入（骨材試験所が試料を採取する場合を除く。） 2) 試験項目の3から7までの試験の実施
		2 アルカリシリカ反応性 ※1	JIS A 1145※2 JIS A 1146※2	—	指示による					
コンクリート試験	フレッシュコンクリート	3 スランプ	JIS A 1101	—	1回/日 かつ 1回/ 150m³以内	荷卸し地点	工事施工者又は工事施工管理実務者	工事施工者又は工事施工管理実務者	3) 試験項目の3から7までの試験の実施に立会い 4) 試験結果の整理・保管	3) 試験結果の工事監理者又は工事監理実務者への報告
		4 空気量	JIS A 1116 JIS A 1118 JIS A 1128	—						
		5 単位容積質量(軽量コンクリートのみ)	JIS A 1116	—						
		6 温度	JIS A 1156	—						
		7 塩化物量	JASS 5 T-502	—						
	硬化したコンクリート	8 構造体コンクリートの強度推定のための圧縮強度	JIS A 1108	7日及び28日	同上	工事現場	現場水中養生又は標準養生 ※4	コンクリート試験所	5) 指定強度不足の場合の対策 6) 試験結果の建築主事又は指定確認検査機関への報告	
		9 コア供試体の圧縮強度 ※1	JIS A 1107	指示による				試験結果の工事施工者等への報告 ※3		

※1 建築主事又は指定確認検査機関の指示のある場合に行う。

※2 工事に支障を来すと判断される場合には、早期判定試験によって試験を行ってもよい。

※3 試験結果が法令で定められた所要の性能を満たさない可能性がある場合には、試験の実施者はその情報を速やかに工事施工者等（兵庫県、工事監理者、工事監理実務者、工事施工者又は工事施工管理実務者）へ報告すること。

※4 標準養生は、水中又は飽和蒸気中で行うものに限る。

(様式第1号)

コンクリート工事施工計画書

年 月 日

建築主事
又は
指定確認検査機関

様

工事監理者

工事施工者

工事名称						
建築場所						
建築主	氏名	住所〒	TEL			
設計者	氏名	住所〒	TEL			
工事監理者	住所 氏名 TEL 研修登録番号※	工事監理 実務者 住所 氏名 TEL 研修登録番号※				
工事施工者	住所 氏名 TEL 研修登録番号※	工事施工 管理実務者 住所 氏名 TEL 研修登録番号※				
建築確認 年月日番号	年 月 日 第 号					
建築物の概要	敷地面積	m ²	建築面積	m ²	延べ面積	m ²
	階数	地上階 地下階	階	主要用途	構造	
かぶり厚さの 最小値(cm)	部位	土に接しない部分			土に接する部分	
	柱	屋外		屋内		
	屋根版	屋外		屋内		
	床版	下端		上端		
	はり	屋外		屋内		
	耐力壁	屋外		屋内		
非耐力壁	屋外		屋内			
外部仕上げの 種類・工法等						

様式第1号（裏面）

使用材料	セメント		品名・種別			混和材料					
	レディーミクストコンクリート			製造会社及び工場名			工事現場までの距離・所要時間				
調査計画	番号	打設部位	打設時期	コンクリートの種類	設計基準強度 (N/mm ²)	呼び強度	スランプ (cm)	空気量 (%)	水セメント比 (%)	単位水量 (kg/m ³)	細骨材率 (%)
	1										
	2										
	3										
	4										
	5										
打込計画	調査計画番号	1	2	3	4	5					
	打込箇所										
	打込年月日										
	打込容積 (m ³)										
	打込方法										
	予定試験回数										
	容積計	普通	m ³		軽量	m ³		合計	m ³		
コンクリート劣化対策	塩化物量の予測					塩害対策（有・無）					
	<input type="checkbox"/> 0.30kg/m ³ 以下 <input type="checkbox"/> 0.30kg/m ³ を超え0.60kg/m ³ 以下 <input type="checkbox"/> 0.60kg/m ³ を超える					<input type="checkbox"/> 調合（W/C %、スランプ cm） <input type="checkbox"/> 防せい剤（ ） <input type="checkbox"/> 床下端の鉄筋のかぶり厚さ cm <input type="checkbox"/> その他（ ）					
	塩害の要因（有・無）					アルカリ骨材反応対策（有・無）					
	<input type="checkbox"/> 海砂 <input type="checkbox"/> 混和剤 <input type="checkbox"/> 練り混ぜ水 <input type="checkbox"/> その他（ ）					<input type="checkbox"/> 無害骨材の使用 <input type="checkbox"/> 低アルカリ形セメントの使用 <input type="checkbox"/> アルカリ総量 kg/m ³ <input type="checkbox"/> 混合セメントの使用					

※ 要綱第5第3号ただし書の規定の適用を受けようとする者は、研修登録番号の記載に代えて、別紙様式による「コンクリート工事に関する実務従事期間及び資格・学位についての申告書」を添付してください。

(様式第2号)

コンクリート工事監理報告書

年 月 日

建築主事
又は
指定確認検査機関 } 様

コンクリート工事に関する監理報告を提出します。この監理報告書は事実に相違ありません。

研修登録番号

工事監理者 ()

研修登録番号

工事施工者 ()

工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日					
工事名称						
建築場所						
建築主	〒 住所		氏名			
設計者	() 級建築士 () 氏名		() 登録第 () 号 TEL			
工事監理者	() 級建築士 () 氏名		() 登録第 () 号 TEL			
工事施工者	〒 住所		建設業許可 第 () 号 氏名 TEL			
建築確認番号 年月日	年 月 日 第 号					
建築物の概要	敷地面積	m ²	建築面積	m ²	延べ面積	m ²
	階数	地上階 地下階	階階	主要用途	構造	
かぶり厚さの 最小値(cm)	部 位	土に接しない部分			土に接する部分	
	柱	屋外		屋内		
	屋根版	屋外		屋内		
	床版	下端		上端		
	はり	屋外		屋内		
	耐力壁	屋外		屋内		
非耐力壁	屋外		屋内			
外部仕上げの 種類・工法等						

様式第2号（裏面）

使用材料	セメント	品名・種別		混和材料					
	レディーミクストコンクリート	製造会社及び工場名				使用ポンプ車の圧送能力			
打込結果	調合計画番号	1	2	3	4	5			
	打込箇所								
	打込年月日								
	コンクリートの種類								
	設計基準強度 (N/mm ²)								
	呼び強度								
	スランプ (cm)								
	空気量 (%)								
	注) 圧縮強度 (N/mm ²)	7日							
		28日							
	試験所名								
	塩化物量測定結果 (Kg/m ³)								
使用塩化物量測定器									
考察	強度試験結果について				塩化物量測定結果について				
	アルカリ骨材反応対策について				その他（材料の品質、不具合の処置等）				

注) 圧縮強度①：標準養生供試体圧縮強度
 圧縮強度②：現場水中養生供試体圧縮強度又はコア供試体圧縮強度（S56建告第1102号）
圧縮強度試験結果はそれぞれ最小値を記入すること。

- （添付図書）
- 1 コンクリート調合報告書
 - 2 第6の別表に掲げるコンクリート試験結果報告書
 - 3 その他